



令和5年2月

**長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案**

## 令和5年2月長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案目次

第 1 号	令和5年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案	1
第 2 号	令和4年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案	3
第 3 号	長野県地方税滞納整理機構職員の定年等に関する条例案	4
第 4 号	長野県地方税滞納整理機構個人情報の保護に関する法律施行条例案	7

# 第 1 号

## 令和 5 年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案

令和 5 年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ202,016 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		184,120
	1 負担金	184,120
2 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
3 繰入金		12,825
	1 基金繰入金	12,825
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		5,056
	1 預金利子	20
	2 雑入	5,036
歳 入 合 計		202,016

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		310
	1 議会費	310
2 総務費		201,206
	1 総務管理費	60
	2 徴税費	200,400
	3 選挙費	100
	4 監査委員費	265
	5 行政不服審査会費	381
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		202,016

## 第 2 号

### 令和 4 年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案

令和 4 年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,200千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215,980千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

#### 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	繰入金	5,000	4,000	9,000
	1基金繰入金	5,000	4,000	9,000
4	繰越金	10	7,200	7,210
	1 繰越金	10	7,200	7,210
歳 入 合 計		204,780	11,200	215,980

#### 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	総務費	203,970	11,200	215,170
	1 総務管理費	60	3,600	3,660
	2 徴税费	203,107	7,600	210,707
歳 出 合 計		204,780	11,200	215,980

## 第 3 号

### 長野県地方税滞納整理機構職員の定年等に関する条例案

長野県地方税滞納整理機構職員の定年等に関する条例を次のように定める。

令和5年2月7日

提出者 長野県地方税滞納整理機構広域連合長 阿 部 守 一

## 長野県地方税滞納整理機構職員の定年等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第2条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する管理職手当を支給される職員が占める職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第3条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき事項)

第4条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 第 4 号

### 長野県地方税滞納整理機構個人情報の保護に関する法律施行条例案

長野県地方税滞納整理機構個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和5年2月7日

提出者 長野県地方税滞納整理機構広域連合長 阿 部 守 一

## 長野県地方税滞納整理機構個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会の設置等に関する条例（平成28年長野県地方税滞納整理機構条例第5号）第2条に規定する長野県地方税滞納整理機構行政不服審査会に諮問することができる。

(1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合

- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例の廃止）

第2条 長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例（平成23年長野県地方税滞納整理機構条例第4号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（長野県地方税滞納整理機構個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による旧条例第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第11条、第25条第1項若しくは第2項又は第33条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示（これに係る費用を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8項第1号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 前2項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。